

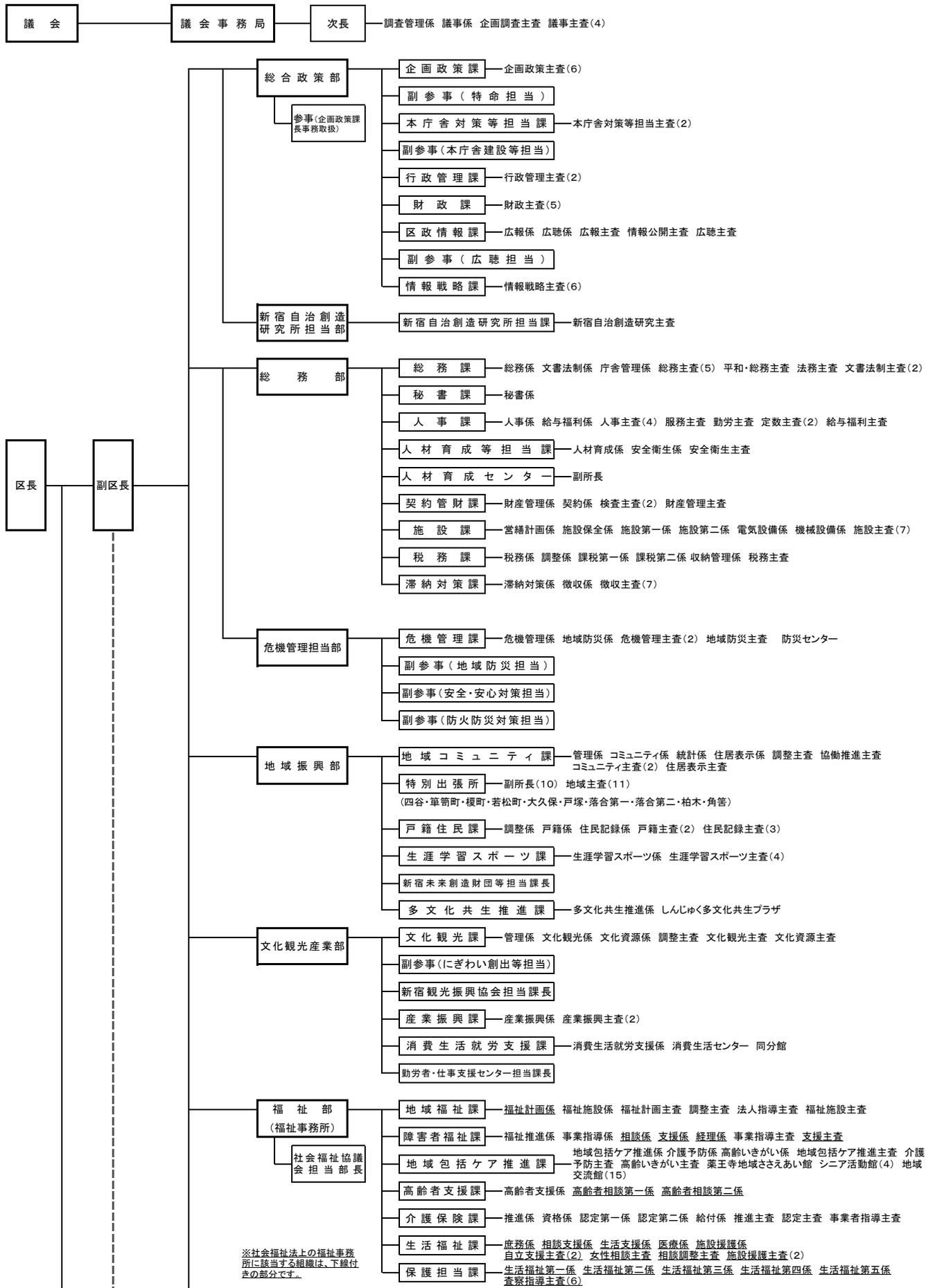
令和7年度  
事務事業概要

(令和7年4月1日現在)

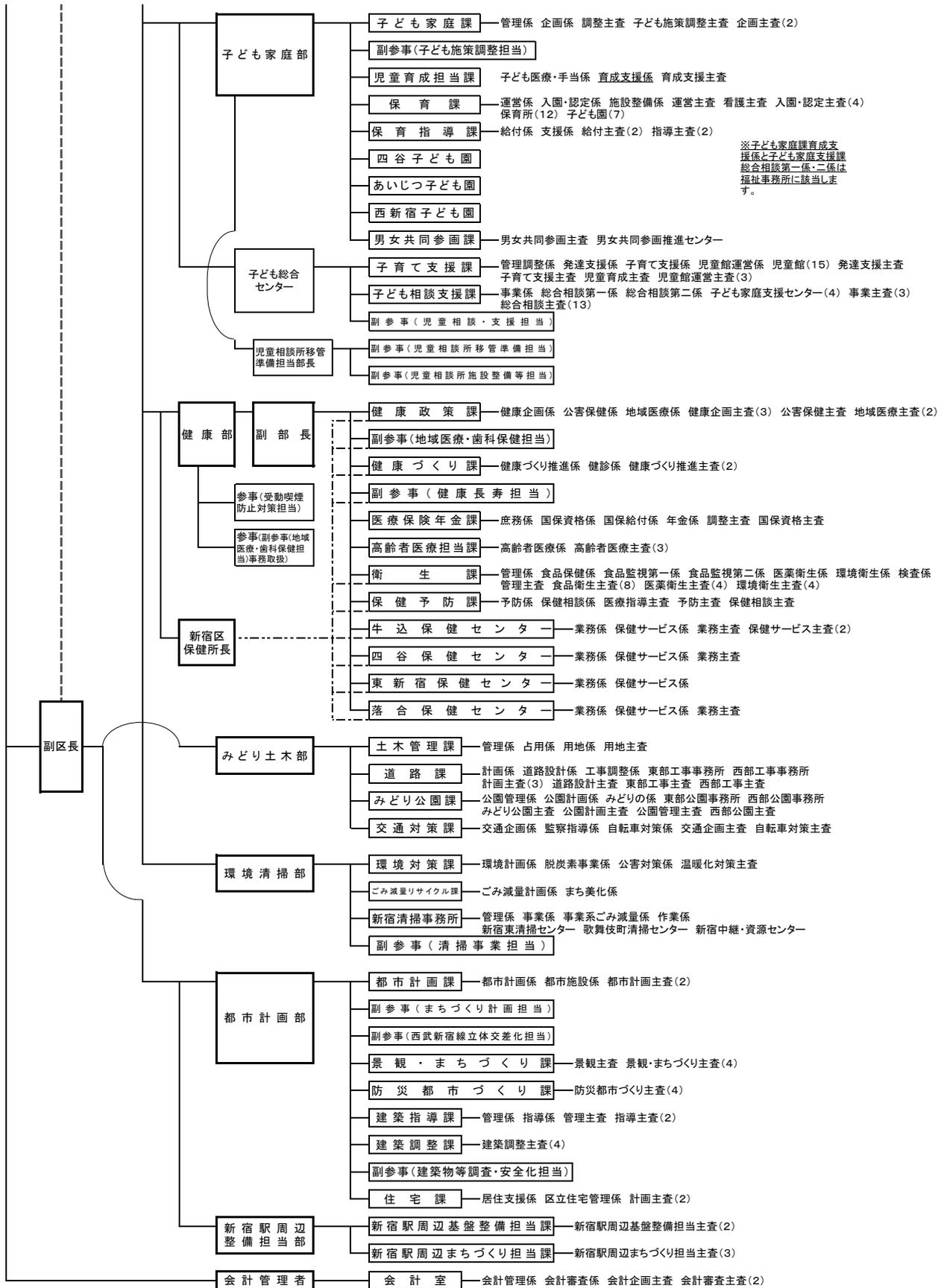
新宿区 都市計画部  
新宿駅周辺整備担当部



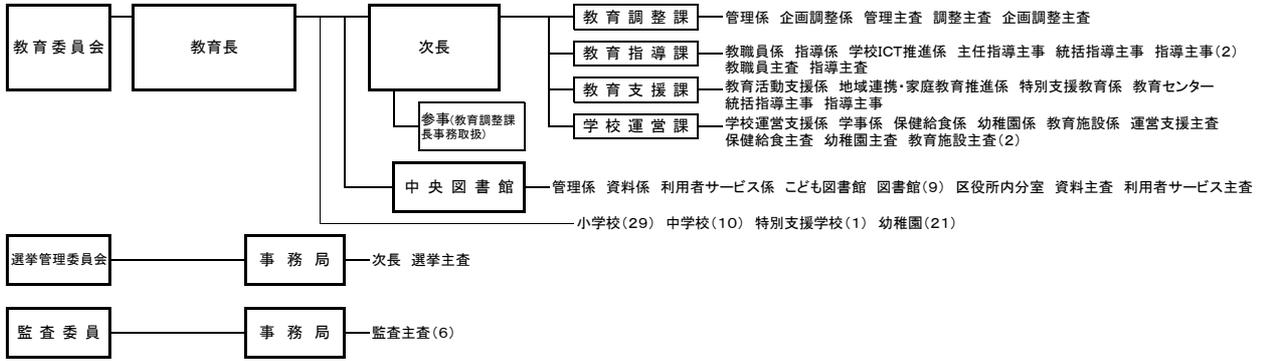
○新宿区組織図(令和7年4月1日現在)



○新宿区組織図(令和7年4月1日現在)



○新宿区組織図(令和7年4月1日現在)

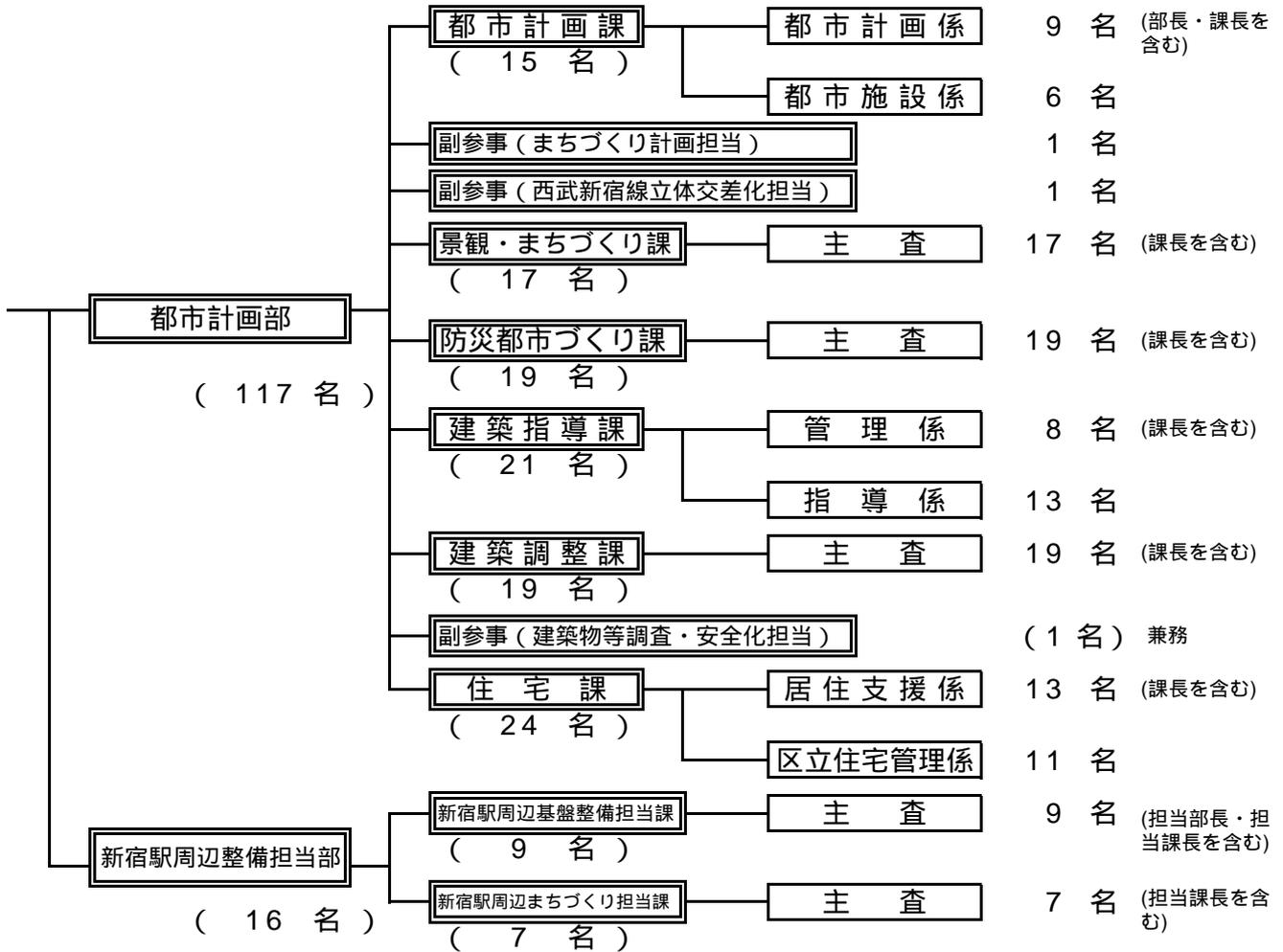


## 目 次

1	部の組織と職員数	5
2	部の歳入歳出予算	6
	(1) 歳入予算	6
	(2) 歳出予算	7
3	係長級以上の職・氏名	8
4	各課の事務事業概要	9
	(1) 各課・係の担当事務	9
	(2) 各課の事務事業説明	13
	① 都市計画課	13
	② 景観・まちづくり課	14
	③ 防災都市づくり課	15
	④ 建築指導課	16
	⑤ 建築調整課	17
	⑥ 住宅課	19
	⑦ 新宿駅周辺基盤整備担当課	22
	⑧ 新宿駅周辺まちづくり担当課	22

# 1 部の組織と職員数

(令和7年4月1日現在)



## 職員の職種別配置

課名	一般事務	建築技術	機械技術	電気技術	土木技術	造園技術	合計
都市計画課	4	7			4		15
副参事(まちづくり計画担当)					1		1
副参事(西武新宿線立体交差化担当) 副参事(建築物等調査・安全化担当)兼務		1					1
景観・まちづくり課	2	13 (2)			2		17 (2)
防災都市づくり課	5	12	1		1		19
建築指導課	4	14	1	2			21
建築調整課	2	13			3	1	19
住宅課	20	4					24
新宿駅周辺基盤整備担当課	1	2			6		9
新宿駅周辺まちづくり担当課	1	6					7
計	39	72 (2)	2	2	17	1	133 (2)

職員数は令和7年4月1日の現員で、再任用職員を含む。会計年度任用職員等は含まない。

他自治体等への派遣職員及び他自治体等からの派遣職員を含む。

( )の数字は内数で、他自治体等への派遣職員数

## 2 部の歳入歳出予算

### (1) 歳入予算

単位(千円)

科 目		令和7年度	令和6年度	比 較	増減率	備 考 (節)
款	項 目	当初予算額	当初予算額	増(△)減	(%)	
13	使用料及び手数料	760,364	733,971	26,393	3.6	
	1 使用料	741,804	715,362	26,442	3.7	
	8 土木使用料	741,804	715,362	26,442	3.7	区営住宅使用料、特定住宅使用料、事業住宅使用料、諸施設使用料
	2 手数料	18,560	18,609	△ 49	△ 0.3	
	7 土木手数料	18,560	18,609	△ 49	△ 0.3	建築確認手数料、建築等許可手数料、建築設備確認手数料、宅地認定手数料、住宅認定手数料、開発行為等許可手数料、建築中間検査手数料、建築完了検査手数料、建築設備完了検査手数料、道路位置指定手数料、土地区画整理手数料、長期優良住宅認定手数料、低炭素建築物新築等計画認定手数料、建築物エネルギー消費性能認定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、宅地造成等許可手数料、諸証明手数料
14	国庫支出金	762,187	778,842	△ 16,655	△ 2.1	
	2 国庫補助金	762,187	778,842	△ 16,655	△ 2.1	
	7 土木費補助金	762,187	778,842	△ 16,655	△ 2.1	社会資本整備総合交付金、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金、密集市街地総合防災事業費、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費
15	都支出金	362,305	226,279	136,026	60.1	
	2 都補助金	349,015	214,924	134,091	62.4	
	8 土木費補助金	349,015	214,924	134,091	62.4	国土利用計画事務費、都市再開発計画費、都市計画交付金、公営住宅家賃対策費、耐震化促進普及啓発活動支援事業費、マンション耐震化促進補助事業費、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費、地域福祉推進包括補助事業費、ブロック塀等安全対策促進事業費、空き家利活用等支援事業費、戸建住宅等耐震化促進事業費
	3 都委託金	13,290	11,355	1,935	17.0	
	8 土木費委託金	13,290	11,355	1,935	17.0	建築動態統計調査費、事務処理特例交付金
20	諸収入	102,327	93,766	8,561	9.1	
	4 受託事業収入	18,564	14,214	4,350	30.6	
	5 土木費受託収入	18,564	14,214	4,350	30.6	公共下水道整備費
	6 雑収入	83,763	79,552	4,211	5.3	
	2 弁償金	10	500	△ 490	△ 98.0	違反建築物除却行政代執行弁償金
	6 雑収入	83,753	79,052	4,701	5.9	刊行物頒布代金、賃貸借保証金収入、区立住宅共益費、区立住宅修繕費、雑入
都市計画部 合計		1,987,183	1,832,858	154,325	8.4	

(2) 歳出予算

単位(千円)

科 目		令和7年度	令和6年度	比 較	増減率	備 考
款 項	目	当初予算額	当初予算額	増( )減	(%)	
9	土 木 費	13,187,785	12,530,282	657,503	5.2	みどり土木部 都市計画部
	5 都市計画費	1,109,780	1,343,646	233,866	17.4	
	1 都市計画総務費	638,947	603,759	35,188	5.8	
	2 都市計画推進費	224,813	163,856	60,957	37.2	
	3 都市計画事業費	246,020	576,031	330,011	57.3	
	6 住宅費	2,471,297	2,317,306	153,991	6.6	
	1 住宅総務費	243,149	221,921	21,228	9.6	
	2 住宅助成費	109,846	138,774	28,928	20.8	
	3 住宅管理費	2,118,302	1,956,611	161,691	8.3	
	7 建築費	1,829,879	1,393,338	436,541	31.3	
	1 建築総務費	346,396	344,967	1,429	0.4	
	2 建築行政費	1,483,483	1,048,371	435,112	41.5	
	都市計画部 合計	5,410,956	5,054,290	356,666	7.1	

### 3 係長級以上の職・氏名

(記載削除)

## 4 各課の事務事業概要

### (1) 各課・係の担当事務

#### ○都市計画課

##### ・都市計画係

- ① 都市整備の基本計画、調査及び総合調整（都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ② 都市計画審議会に関する事。
- ③ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく事務(部内他課に属するものを除く。)に関する事。
- ④ 都市計画情報の管理、提供等に関する事。
- ⑤ 建築審査会に関する事。
- ⑥ 手数料の徴収に関する事。
- ⑦ 部内各課の予算及び決算の総括に関する事。
- ⑧ 部内各課の調整に関する事。
- ⑨ 部内他課に属しない事。
- ⑩ 課内他係に属しない事。

##### ・都市施設係

- ① 都市基盤整備の基本方針及び総合調整（都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ② 都市施設の計画及び調整（他部及び都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ③ 鉄道施設整備（都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ④ 交通拠点整備（都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ⑤ 交通バリアフリーに関する事。
- ⑥ 駐車場整備計画に関する事。

#### ○景観・まちづくり課

- ① 景観まちづくりに関する事。
- ② 景観まちづくり審議会に関する事。
- ③ 地区計画等の推進（都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ④ 地区計画等まちづくりの支援（都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ⑤ 地域地区等の指定及び変更（都市計画部新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課に属するものを除く。）に関する事。
- ⑥ ユニバーサルデザインまちづくりに関する事。
- ⑦ ユニバーサルデザインまちづくり審議会に関する事。

## ○防災都市づくり課

- ① 市街地再開発に関する事。
- ② 木造住宅密集地域の整備促進に関する事。
- ③ 土地区画整理事業の認可等に関する事。
- ④ 建築物の耐震化支援に関する事。
- ⑤ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく事務に関する事。
- ⑥ マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)に基づく除却の必要性に係る認定(地震に対する安全性に係るものに限る。)に関する事。
- ⑦ 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出受理等に関する事。
- ⑧ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく土地の先買いに関する事。
- ⑨ 地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく図書の閲覧に関する事。
- ⑩ その他まちづくり事業(部内他課に属するものを除く。)に関する事。

## ○建築指導課

### ・管理係

- ① 建築行政に関する企画及び調整並びに調査に関する事。
- ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく届出受理に関する事。
- ③ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定(火災に対する安全性に係るもの、配管設備の損傷等に係るもの及び建築物移動等円滑化基準に係るものに限る。)に関する事。
- ④ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良住宅及び良質住宅の認定に関する事。
- ⑤ 租税特別措置法に基づく専用住宅の証明に関する事。
- ⑥ 建築物等の証明に関する事。
- ⑦ 課内他係に属しない事。

### ・指導係

- ① 建築基準法に基づく建築物等の確認、許可、指導、検査等に関する事。
- ② 指定確認検査機関の照会等に関する事。
- ③ 違反建築物等の調査及び指導に関する事。
- ④ 違反建築物等の摘発及び処分に関する事。
- ⑤ 地盤の調査に関する事。
- ⑥ 建築工事現場の危害防止に関する事。
- ⑦ 建築物等に附置する駐車施設の審査及び指導に関する事。
- ⑧ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく事務に関する事。
- ⑨ 長期優良住宅の認定に関する事。
- ⑩ 低炭素建築物新築等計画の認定に関する事。
- ⑪ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率の特例の許可に関する事。
- ⑫ 擁壁及び崖の安全化対策に係る指導、支援及び工事費助成に関する事。

- ⑬ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に基づく適合性判定及び認定に関すること。
- ⑭ エレベーターの改修に係る指導及び助成に関すること。

## ○建築調整課

- ① 都市計画法に基づく開発行為等に関すること。
- ② 建築基準法に基づく道路に関すること。
- ③ 細街路の拡幅整備に関すること。
- ④ 細街路沿道整備に関すること。
- ⑤ 既存建築物等の安全化指導に関すること。
- ⑥ 空き家等の適正管理に関すること(老朽化等に起因する管理不全状態に係る部分に限る。)
- ⑦ 特定建築物等の定期報告に関すること。
- ⑧ 風俗営業許可等に伴う通知に関すること。
- ⑨ 建築紛争の予防調整及び相談に関すること。
- ⑩ 建築紛争調停委員会に関すること。
- ⑪ アスベスト対策費の助成等に関すること。
- ⑫ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に基づく優良宅地の認定に関すること。
- ⑬ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定(外壁等の剥離等に係るものに限る。)に関すること。
- ⑭ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく宅地造成等に関すること。

## ○住宅課

### ・居住支援係

- ① 住宅行政一般の企画及び調整並びに区立住宅の整備に関すること。
- ② 定住化施策に関すること。
- ③ 住宅まちづくり審議会に関すること。
- ④ 住宅相談に関すること。
- ⑤ 分譲マンション等の適正な維持管理の促進に関すること。
- ⑥ マンション管理状況届出制度に関すること。
- ⑦ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務(部内他課に属するものを除く。)に関すること。
- ⑧ 住宅資金に関すること。
- ⑨ 高齢者等入居支援に関すること。
- ⑩ 居住支援協議会に関すること。
- ⑪ 家賃助成に関すること。
- ⑫ 区立住宅の建て替えに関すること。
- ⑬ 区立住宅の借上げに関すること。
- ⑭ 特定優良賃貸住宅の供給計画に関すること。
- ⑮ ワンルームマンションの建築及び管理に関すること。
- ⑯ 課内他係に属しないこと。

• **区立住宅管理係**

- ① 入居者募集に関すること。
- ② 区立住宅の使用許可に関すること。
- ③ 区立住宅の使用料その他収入金の収納に関すること。
- ④ 区立住宅の入居者の管理に関すること。
- ⑤ 区立住宅の維持管理に関すること。

○ **新宿駅周辺基盤整備担当課**

- ① 新宿駅周辺における都市整備の基本計画、調査及び総合調整に関すること。
- ② 新宿駅周辺における都市計画法に基づく事務に関すること。
- ③ 新宿駅周辺における都市基盤整備の基本方針及び総合調整に関すること。
- ④ 新宿駅周辺における都市施設の計画及び調整（他部に属するものを除く。）に関すること。
- ⑤ 新宿駅周辺における鉄道施設整備に関すること。
- ⑥ 新宿駅周辺における交通拠点整備に関すること。

○ **新宿駅周辺まちづくり担当課**

- ① 新宿駅周辺における地区計画等の推進に関すること。
- ② 新宿駅周辺における地区計画等まちづくりの支援に関すること。
- ③ 新宿駅周辺における地域地区等の指定及び変更に関すること。

## (2) 各課の事務事業説明

### ① 都市計画課

- **都市計画審議会の運営** **予算額 1,663 千円**  
「新宿区都市計画審議会条例」に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図る。  
委員 20 名以内（学識経験者 10 名、区議会議員 5 名、関係行政機関 2 名、  
区民委員 3 名）  
審議会開催予定 5 回
  
- **都市マスタープランの改定（新規事業）** **予算額 5,665 千円**  
**<副参事（まちづくり計画担当）>**  
都市マスタープランの内容を含む「新宿区総合計画」の計画期間が令和 9 年度までであることから、改定に向けて、土地利用や都市交通整備等について現状を把握する。
  
- **都市計画行政資料整備** **予算額 6,006 千円**  
用途地域等の都市計画情報を窓口案内やインターネットサービス等により提供し、  
区民の利便性の向上を図る。
  
- **駐車場整備事業の推進** **予算額 2,433 千円**  
「新宿区駐車場整備計画」に基づき、総合的・計画的な駐車対策の推進を図る。新  
宿駅周辺の駐車場附置基準（地域ルール）を導入した地区においては、適切かつ円滑  
な地域ルールの運用を図る。
  
- **鉄道施設の整備促進** **予算額 9,579 千円**  
**<副参事（西武新宿線立体交差化担当）>**  
西武新宿線の区内踏切は全て開かずの踏切となっており、地域の方々の日常の暮ら  
しや災害時の活動にとって大きな課題となっている。鉄道立体化の事業化に向けた情  
報収集や、鉄道立体化実現までの対策として、踏切を横断する歩行者等の安全対策を  
検討する。
  
- **都市計画道路等の整備促進** **予算額 8,515 千円**  
道路、河川、公園等都市施設等の整備事業に関して、関係機関と調整、協議を行う。  
未着手の都市計画道路について、新たな「東京都における都市計画道路の整備方針  
（仮称）」策定に向け、都と検討を行う。また、都市計画道路環状第 4 号線と都市計  
画公園「富久」の区域重複を解消するため、都市計画公園「富久」の都市計画変更を  
進める。
  
- **バリアフリーの基盤整備** **予算額 328 千円**  
令和 3 年 1 1 月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、区内全域に  
おいて、民間事業者とも連携しながら、鉄道駅などの施設のバリアフリー化や道路と  
沿道敷地との一体的な整備による快適な歩行空間の確保などに総合的に取り組む。

- **建築審査会の運営** **予算額 2,537千円**  
 建築基準法に規定する同意、審査請求に対する裁決及び特定行政庁の諮問に応じた調査審議を行う。  
 委員 5名、専門調査員 1名、幹事 4名  
 審査会開催予定 12回
  
- ② **景観・まちづくり課**

  - **景観まちづくり審議会の運営** **予算額 1,164千円**  
 景観まちづくり審議会を開催し、新宿区の歴史、文化及び自然環境と調和し、かつ、地域の個性を反映した良好な景観を形成するため、景観形成施策全般に関する事項について審議を行う。また、審議会の効率的な運営を図ることを目的とした小委員会を設置する。  
 審議会委員 18名以内（学識経験者9名、区民代表8名、区職員1名）  
 審議会開催予定 3回  
 小委員会委員 9名以内  
 小委員会開催予定 1回
  
  - **ユニバーサルデザインまちづくり審議会の運営** **予算額 1,365千円**  
 「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインまちづくり施策全般に関する事項について審議を行う。また、必要に応じて部会を設置する。  
 審議会委員 20名以内  
 （学識経験者5名、区民3名、地域団体の構成員6名、事業者6名）  
 審議会開催予定 3回  
 部会委員 審議会委員のうちから会長が指名する者  
 部会開催予定 2回
  
  - **景観まちづくりの推進** **予算額 3,632千円**  
 「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、区分地区ごとに定められた届出対象規模の建築物、条例上の許可申請が必要な屋外広告物等について、景観まちづくり相談員を活用した景観事前協議や行為の届出制度により、地域特性に応じた良好な景観を誘導する。また、景観重要樹木の指定を行い、標識を設置する。
  
  - **ユニバーサルデザインまちづくりの推進** **予算額 6,523千円**  
 「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づく事前協議制度等により、ユニバーサルデザインの視点に立った施設設備を推進する。  
 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例適合証の交付や UD ニュースレターの配信により、ユニバーサルデザインの周知啓発を図る。

- **地区計画の推進** **予算額 24,961 千円**  
 住民の意思を反映したきめ細かなまちづくりのルール（地区計画等）の策定を推進し、地域特性に沿ったまちの将来像の実現を目指す。
  - 地域組織と具体的なまちづくりの方向性について検討を進めている地区  
 6地区（飯田橋駅東口周辺地区、環状4号線沿道余丁町地区、環状4号線沿道富久地区、高田馬場駅周辺地区、神楽坂地区、西早稲田駅前地区）
  - まちづくり相談員の派遣

### ③ 防災都市づくり課

- **土地取引に関する届出等事務** **予算額 155 千円**  
 国土利用計画法に基づく届出受理と経由事務、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いに關すること、及び地価公示価格等の図書閲覧事務を行う。
- **土地区画整理事業認可等事務** **予算額 496 千円**  
 土地区画整理法に基づく組合施行、個人施行及び区画整理会社施行に係る区画整理事業の認可等の事務を行う。
- **市街地再開発の事業化支援** **予算額 2,129 千円**  
 市街地再開発事業は、既成市街地内における細分化された宅地等を統合し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図った防災性の高い建築物に建替え、併せて、公園・街路などの公共施設やオープンスペースを確保することで、安全・安心で快適な都市環境づくりを推進するものである。  
 この市街地再開発事業を円滑に行うことができるよう、都市計画決定に向けた協議を進めるとともに、事業化に向けた市街地再開発準備組合の活動を支援する。
  - 高田馬場駅東口地区
  - 西新宿七丁目地区
  - 西新宿五丁目南地区
  - 新宿三丁目駅前西地区
- **まちづくり事業の支援** **予算額 244 千円**  
 住民から、市街地再開発事業等によるまちづくりの相談があった地区に対し、まちづくり相談員の派遣などを行い、それぞれの地区にふさわしい事業手法による共同化などの機運を醸成し、まちづくりを誘導する。
- **市街地再開発事業助成** **予算額 140,088 千円**  
 再開発事業者に対し、建設費等の一部を助成するとともに、着実な事業進捗を支援する。
  - 西新宿三丁目西地区  
 権利変換計画作成費について補助金を交付する。

- **木造住宅密集地区整備促進事業** **予算額 81,486 千円**  
 木造住宅密集地区整備促進事業地区において、老朽建築物等の建替えを促進するとともに、道路等の公共施設を整備し、良好な居住環境の形成及び防災性の向上を図る。  
 若葉・須賀町地区においては、共同建替えの促進や若葉通り等の拡幅整備を進める。  
 加えて、老朽化した木造住宅の建替えをより一層促進するための手法を検討する。
  - **不燃化推進特定整備事業** **予算額 928 千円**  
 木造住宅密集地域のうち大地震が発生した際、特に大きな被害が想定される「不燃化特区」において、重点的・集中的に不燃化を促進する。  
 ○ 対象地区 西新宿五丁目の一部
  - **都心共同住宅供給事業** **予算額 14 千円**  
 職住近接の豊かな都市の実現を図るため、東京都知事の事業認定を得た共同建替え事業に対し、土地整備費及び共同施設整備の一部について補助を行うなど、良質な中高層共同住宅の建設を促進する。
  - **不燃化建替促進助成** **予算額 23,504 千円**  
 木造住宅密集地域等のうち、特に不燃化を推進すべき区域や災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、木造住宅を準耐火建築物等にする不燃化建替え工事や除却工事に対し助成することで、災害に強い安全なまちづくりを目指す。
  - **建築物等耐震化支援事業** **予算額 870,499 千円**  
 建築物等の耐震化を促進し、「新宿区耐震改修促進計画」を踏まえた各種補助や周知啓発を行うことで、災害に強い安全なまちづくりを目指す。  
 建築物の耐震診断・補強設計及び耐震改修工事、耐震シェルター・耐震ベッドの設置並びにブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助するとともに、区民への耐震化の周知啓発を行う。
- ④ **建築指導課**
- **建築許可、確認等事務** **予算額 457 千円**  
 建築基準法及び関係法令に基づき、建築物・工作物等の許可、確認の申請・届出について審査及び検査を行う。
  - **違反建築物是正事務** **予算額 3,977 千円**  
 違反建築物の是正指導に関わる事務を行う。
  - **建築関係統計調査** **予算額 31 千円**  
 建築工事届及び建築物除却届に基づき、建築物動態統計を作成する。

- **建築行政資料整備** **予算額 7,452 千円**  
 建築確認事務支援システムやその他のシステムにより、建築行政情報の一部を区民等に提供するとともに円滑な事務処理を行う。
  - **建設リサイクル事務** **予算額 110 千円**  
 建設リサイクル法の建築物等に係る分別解体及び建設資材の再資源化に関する規定に基づき、解体工事等の届出の受理、指導等の事務を行う。
  - **安全・安心な建築物づくり** **予算額 7 千円**  
 建築物の安全性を高めるための啓発、指導及び相談等を行う。  
 あわせて、「建築相談会」を実施する。(14 回予定)
  - **エレベーター等安全対策(建築物等耐震化支援事業)** **予算額 72,000 千円**  
 個人及び中小企業が所有する民間建築物等で、エレベーターの防災対策改修に係る経費について一部助成を行う。
  - **擁壁及びがけ改修等支援事業** **予算額 69,064 千円**  
 擁壁等の安全化促進を図るため、所有者等に対し、安全化指導及び啓発を行うとともに、擁壁コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして擁壁・がけに関する専門技術者の派遣を行う。  
 また、高さ 1.5m 以上の擁壁等の築造工事や、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込める土砂災害対策工事に係る費用の一部を助成する。
- ⑤ **建築調整課**
- **開発行為等許可事務** **予算額 779 千円**  
 ○ **開発行為等許可事務**  
 都市計画法に基づく開発行為の許可を行い、無秩序な開発・建築行為を抑制し、良好な都市環境を確保する。  
 ○ **盛土規制法事務**  
 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく許可等を行い、盛土等の安全性を確保し、盛土等に伴う災害を防止する。
  - **建築相談等** **予算額 1,905 千円**  
 中高層建築物の建築に伴い、建築主と近隣住民の間に生じる紛争(日照・通風・採光の阻害や電波障害、プライバシーの侵害等)について、「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、相談、あっせん及び調停などの紛争処理を行う。  
 調停委員 5 名、建築相談専門員 3 名  
 調停委員会開催予定 4 回

- **建築基準法に基づく道路の調査等** **予算額 9,917千円**  
 建築基準法第42条第2項道路の判断基準時（建築基準法が施行された昭和25年11月23日）の道路の存否、道路の位置、形状、道路中心線等について詳細に調査を行い、確定する。  
 また、平成20～23年度にかけて作成した、指定道路図・指定道路調書閲覧システムを適正に運用するためデータ更新を含め維持管理を行う。
- **細街路拡幅整備** **予算額 413,065千円**  
 災害時に避難、救助、消防活動等の支障となる可能性のある細街路の拡幅整備を促進するため、建築物の建替えなどの機会を捉え、区と建築主などが役割分担を行い、後退箇所を拡幅整備する。
- **既存建築物の防災対策指導** **予算額 21,448千円**

  - **定期報告及び外壁等の安全化指導**  
 既存建築物を安全に維持保全するために、一定規模の建築物等の所有者又は管理者から建築物の構造等について、定期調査・検査の結果報告を受け、改善等の必要なものは安全化指導を行う。  
 既存建築物の外壁等の落下事故を防止するため、点検調査の結果、著しい損傷が見られた建築物について、適正な維持管理に関する安全化指導を行う。
  - **ブロック塀等の安全化指導** ＜副参事（建築物等調査・安全化担当）＞  
 平成30年度に実施したブロック塀等点検調査の結果、建築基準法の不適合や劣化・損傷等が見られた区内道路沿いのブロック塀等の安全化指導を行う。  
 また、耐震性が特に十分でないブロック塀等について、希望する所有者に対しアドバイザーの派遣を行う。
- **アスベスト含有調査及び除去等への助成** **予算額 7,090千円**  
 吹付けアスベスト対策が必要な建築物の所有者等に対して安全化啓発を行うとともに、吹付けアスベスト含有調査員の派遣や、含有調査及び除去等工事に係る費用助成を行う。
- **空家の適正管理に関する指導等** **予算額 3,924千円**  
 老朽化した空家等について「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「新宿区空家等及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の適正管理に関する条例」等に基づき、適正な維持管理に関する安全化指導等を行う。  
 また、令和6年度の空家等実態調査を踏まえ、令和7年度に財産管理制度を活用した取組等を行う。

## ⑥ 住宅課

- **住宅修繕工事等業者あっ旋** **予算額**      **84 千円**  
住宅の増改築・修繕等を行う場合、区が窓口となり新宿区住宅リフォーム協議会を通じて工務店等のあっ旋を行う。
- **都営住宅公募事務** **予算額**      **620 千円**  
都が実施する都営住宅公募の案内及び地元割当都営住宅の公募を行う。
- **住宅まちづくり審議会の運営** **予算額**      **1,044 千円**  
住宅政策に関する重要事項を審議するため、「新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例」に基づき設置した審議会の運営を行う。  
委員 18 名以内（学識経験者 6 名、区民代表 9 名、区職員 3 名）、幹事 14 名  
審議会開催予定 4 回
- **住宅相談** **予算額**      **1,027 千円**  
高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援し、不動産取引に関して適切な助言を行うため、専門相談員による住宅相談を行う。また、住宅の建設、購入や増改築に住宅ローン等の利用を考えている方向けにローンの仕組みを説明し、住宅ローン等の利用に際しての助言をするため、専門相談員による住宅資金融資相談を行う。
- **マンションの適正な維持管理及び再生への支援** **予算額**      **13,213 千円**  
マンションの良好な維持・管理を促進し、将来にわたって良好なストックとして存続させることにより、住環境の保全・向上を図るため、建物の維持及びマンション管理組合の運営に関する啓発活動・相談を行う。また、マンション管理計画認定制度、及び認定の取得促進を図るための支援施策（管理計画認定取得促進補助事業、長期修繕計画作成費等補助事業、管理計画認定手続支援サービス手数料補助事業）の運用を行う。  
加えて、令和7年度から管理不全の兆候のあるマンションに対し、マンション管理適正化法第5条の2に基づく助言・指導等を行うほか、マンション管理組合の運営に関する啓発活動、情報提供をさらに推進するため、WEBによるマンション管理情報を提供する。
- **マンション管理状況届出制度事務** **予算額**      **8,582 千円**  
東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、マンションの管理状況を把握するための管理状況届出事務が令和2年度から施行され、区は事務処理特例条例による移譲を受けて、同年度より届出の受理等を実施している。対象は、昭和58年12月31日以前に新築されたマンション（6戸以上有する）等で、届出をもとに、マンション管理士等による助言及び指導を行う。令和7年度は更新の時期となるため、更新届出の受理等もあわせて実施する。

- (仮称)大規模マンション等に係る市街地環境整備条例の制定等（新規事業）  
 予算額 8,580千円  
 令和7年3月に策定した「新宿区マンション等まちづくり方針」に基づく具体的な施策として、「(仮称)大規模マンション及び都市開発諸制度等を活用する開発計画に係る市街地環境の整備に関する条例」の制定と、「ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」の改正に向けた検討を行う。
- 住宅資金利子補給（平成9年度までの制度分）  
 予算額 17,839千円  
 区内の住宅に対し、区が必要な資金の融資あっ旋や利子補給を行うことにより、良好な住宅を確保し、定住化を推進するとともに居住水準の向上を図ることを目的とした平成9年度までの制度である。現在は、債務負担分の利子補給を行っている。
- 民間賃貸住宅家賃助成  
 予算額 69,085千円  
 子育てファミリー世帯に対し家賃助成を行い、居住継続を支援する。  
 助成金額 月額3万円を限度 期間 5年間
- 多世代・次世代育成居住支援  
 予算額 13,769千円  
 親世帯と子世帯が区内で新たに近居又は同居する場合や、子育て世帯が区内で民間賃貸住宅に住み替える場合にかかる費用の一部を助成し、多世代近居、同居の推進及び居住環境の改善を図り、区内居住継続を支援する。

  - 多世代近居同居助成  
 一定の要件を満たす子世帯及びその親世帯が、区内で新たに近居又は同居する際に、かかる初期費用（引越代・礼金・権利金・仲介手数料・不動産登記費用）の一部を助成する。
  - 次世代育成転居助成  
 義務教育修了前の子を扶養し同居する子育て世帯が、子の出生や成長に伴い区内で民間賃貸住宅に住み替える際の引越代と転居前後の家賃差額（上昇分）の一部を助成する（最長2年間）。
- 住み替え居住継続支援  
 予算額 2,880千円  
 居住する民間賃貸住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となり立ち退きを求められ、住宅に困窮している高齢者・障害者・ひとり親世帯に対し、その転居に係る費用の一部（転居時の引越し費用及び転居前後の月額家賃の差額）を一時金として助成し、住み替え居住継続を支援する。また、区立住宅に居住する世帯のうち、使用権の承継に係る許可を受けられなかった世帯には、転居時の引越し費用に限り助成する。

- **高齢者等入居支援** **予算額**      **3,093 千円**

  - 家賃等債務保証料助成  
 高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、一定の要件を満たす世帯に対して家賃等債務保証の初回保証料及び継続保証料の一部を助成する。また、賃貸借契約に必要な保証委託契約締結に際して協定保証会社をあっ旋する。
  - 入居者死亡保険料助成  
 賃貸人の単身高齢者の入居受け入れの際に抱える入居者死亡への不安を取り除くため、賃貸人等を対象として、単身高齢者の死亡に伴い発生する残存家財整理費用等をカバーする保険費用の一部を助成し、賃貸人の入居受け入れを支援する。
  - 居住支援協議会  
 高齢者等の住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進等について、区、不動産関係団体、居住支援団体間で、情報共有と連絡体制の強化を図るため、居住支援協議会を運営する。
  
- **災害時居住支援** **予算額**      **3,180 千円**

火災等の災害により住宅を失ったり居住できなくなったりした世帯が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した場合、住宅確保に要する経費の一部を一定期間助成する。
  
- **区営住宅の管理運営** **予算額**    **1,221,365 千円**

住宅に困窮する低所得者に対して、区営住宅を供給する。  
 管理戸数    1,058 戸（令和 7 年 4 月 1 日現在）
  
- **特定住宅の管理運営** **予算額**      **768,236 千円**

入居資格を中堅所得層の子育て世帯とした住宅を供給する。  
 管理戸数    377 戸（令和 7 年 4 月 1 日現在）
  
- **事業住宅の管理運営** **予算額**      **33,953 千円**

まちづくり事業により、立ち退きを余儀なくされる場合に住宅を供給する。  
 管理戸数    54 戸（令和 7 年 4 月 1 日現在）
  
- **照明設備 LED 化（新規事業）** **予算額**      **94,748 千円**

蛍光灯器具等のメーカー生産終了や、直管蛍光灯の製造・輸出入が 2027 年末までに禁止されることから、計画的な区立住宅の照明設備 LED 化を進める。  
 対象施設    13 団地

## ⑦ 新宿駅周辺基盤整備担当課

- **新宿駅周辺地区の整備計画の策定等** **予算額 27,461 千円**  
新宿駅周辺の利便性・回遊性の向上を図り、魅力的で賑わいあふれるまちづくりを進めるため、新宿駅直近地区の都市施設等の都市計画や、靖国通り地下通路延伸について検討を行う。また、新宿駅利用者の利便性向上のため、区、東京都、鉄道事業者等で構成される新宿ターミナル案内サイン連絡会が策定した基本ルールに基づき、新宿ターミナルマップ等の更新を行う。
  
- **新宿通りモール化** **予算額 10 千円**  
新宿通りを歩きやすく魅力的な空間とするため、モール化に向けた検討、関係機関等調整を行う。
  
- **京王線新宿駅総合改善事業助成** **予算額 91,950 千円**  
京王線新宿駅において、バリアフリーに配慮した乗換え経路の新設等、総合的な改善を図るため、補助金を交付し整備を促進する。

## ⑧ 新宿駅周辺まちづくり担当課

- **新宿駅周辺地区の整備計画の策定等** **予算額 9,537 千円**  
新宿駅周辺の利便性・回遊性の向上を図り、魅力的で賑わいあふれるまちづくりを進めるため、新宿駅直近地区の地区計画について検討を行う。
  
- **新宿駅周辺地区の地区計画の推進** **予算額 30,075 千円**  
新宿駅周辺地域まちづくりガイドラインで示す将来像の実現に向け、まちづくりのルール（地区計画等）の策定を推進する。
  - 地区計画等の策定・変更、まちづくりの方向性の検討に向けて支援する地区  
5地区（新宿駅東口地区、歌舞伎町シネシティ広場周辺地区、新宿ゴールデン街地区、西新宿超高層ビル地区、西新宿一丁目商店街地区）
  - まちづくり相談員の派遣

事務事業概要

刊行物作成番号

2025-4-4001

令和7年度版

令和7年5月発行

編集・発行

新宿区都市計画部都市計画課

新宿区歌舞伎町1-4-1

電話(03)5273-3527

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。